

令和5年8月22日

青森市政記者会 様

青森市税務部納税支援課長

令和5年度「固定資産税第2期」、「国民健康保険税第1期」  
督促状の誤送付について

令和5年8月21日に、令和5年度「固定資産税第2期」、「国民健康保険税第1期」の督促状の誤送付が判明いたしました。

このことについて、別添資料のとおりお知らせします。

**【問合せ先】**

青森市税務部納税支援課  
担当：課長 松本、主幹 吉崎  
電話：017-734-5207

令和5年度「固定資産税第2期」、「国民健康保険税第1期」  
督促状の誤送付について

## 1 誤送付の内容

令和5年8月18日(金)発送の督促状について、納期限内である7月27日(木)から31日(月)までにバーコードを利用して納付(コンビニエンスストア・電子マネー納付等)した方へ、誤って督促状を送付したものの。

## 2 誤送付件数

納期限 令和5年7月31日

令和5年度固定資産税第2期 1,356件(全送付件数9,422件)

令和5年度国民健康保険税第1期 991件(全送付件数6,068件)

合計 2,347件

## 3 原因

バーコードを利用し納付したデータについては、委託業者から納税支援課へ約2週間後に7日分まとめて送信され、届いたデータを納税支援課から市のシステム処理業者へ転送し2日後に消し込み処理される。

今回、7月27日～7月31日までの5日分の納付データが、8月16日(水)に送信されたため、督促状作成日である8月17日(木)に消し込み処理が反映されるよう市のシステム処理業者へ依頼すべきところを、そのような依頼を行わなかったため、消し込みが通常どおり2日後の8月18日(金)となり、8月17日(木)に納付データが反映されないまま督促状を作成したものの。

## 4 経緯

8月21日(月)、納期内に納付したのに督促状が届いた納税義務者からの問い合わせで判明。

## 5 今後の対応

誤送付した納税者の方全員へ謝罪文を送付し、電話連絡可能な方は電話でも謝罪する。

## 6 再発防止の対策

- (1) バーコードを利用した収納分の消し込みスケジュールと督促状発送のスケジュールを複数人で二重確認し、マニュアルを見直す。
- (2) 督促状発送前に、バーコードを利用した収納分データを複数件抽出し督促状作成データと突き合わせ、誤って作成されていないか確認し、マニュアルを見直す。
- (3) これまで督促及び還付といった過去に処理ミスがあった事務については情報共有し、同じミスを発生させない。